案件番号：121523003

令和５年度

令和５年度　東京湾中央航路航路調査船運航

仕　　様　　書

令和５年１月

国土交通省関東地方整備局

１．運航概要

本件は、当局所有の航路調査船「うらなみ」及び「べいさーち」を東京湾中央航路（周辺海域含む）の航路監視パトロール及び工事監督の業務等に就役させるため、受注者による運航を行うものである。

２．運航船舶主要目

運航船舶の主要目は、下表のとおりである。

船舶主要目	航路調査船「うらなみ」	航路調査船「べいさーち」
船体寸法　長さ	２１．０５（m）	２７．４０（m）
幅	４．６９（m）	６．００（m）
深さ	２．１２（m）	３．００（m）
吃水	０．８５（m）	１．２５（m）
総トン数	４３　（ＧＴ）	７５　（ＧＴ）
進水年月	平成９年４月	平成２７年１月
材　　質	軽合金	鋼（船体：鋼，上部構造：軽合金）
主 機 関	６０７（ｋＷ）×２基	１，１０９（ｋＷ）×２基
航行区域	沿海（限定）	沿　海
最大搭載人員	船員　３人 旅客　①の場合　１２人 ②の場合　０人 その他乗船者　①の場合６人 ②の場合０人 合計　①の場合　２１人 ②の場合　３人 ※①の場合とは、航行予定時間24時間未満の場合 ②の場合とは、①以外の場合	船員　３人 旅客　①の場合　１２人 ②の場合　０人 その他乗船者　６人 合計　①の場合　２１人 ②の場合　９人 ※①の場合とは、航行予定時間24時間未満の場合 ②の場合とは、①以外の場合
主要搭載機器	揚貨装置×１基 マルチビーム測深機×１式 監視カメラ×１式 レーダー・ＡＩＳ装置×１式	揚貨装置×１基 マルチビーム測深機×１式 監視カメラ×１式 レーダー・ＡＩＳ装置×１式 放水銃・水噴霧設備×１式 電光表示装置×１式

３．運航期間

（１）令和５年４月１日から令和７年３月３１日までとする。

但し、当該期間中の行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始）及び夏季休暇並びに発注者が定期的維持修理を実施する期間は除くことを基本とするが、運航期間は、監督職員が運航管理者に通知する運航予定通知書により変更することがある。なお、夏季休暇は 7 月から 9 月までの期間内に原則連続する 3 日の範囲内の期間とする。

（２）定期的維持修理は、下表の期間を予定しているが、詳細な修理期間は、監督職員より指示する。

航路調査船	定期的維持修理	
	令和５年度	令和６年度
うらなみ	令和５年６月下旬　～ 令和５年８月上旬	令和６年６月中旬 ～ 令和６年８月上旬
べいさーち	令和５年 10 月上旬 ～ 令和５年 12 月上旬	令和６年 12 月下旬～ 令和７年２月下旬

（３）定期的維持修理のほか、運航に支障のある修理が生じた場合は、監督職員より、運休、運休①・運休②・休止（修理期間含む）を指示する場合がある。

４．運航内容

（１）運航内容は、下表のとおり見込んでいる。

「うらなみ」

名称	単位	数量	摘要
運航	式	1	
運航（令和5年度）	日	207	乗組員３名
運航（令和6年度）	日	201	乗組員３名
運休	日	0	乗組員３名
臨場①	日	0	乗組員１名
臨場②	日	0	乗組員２名
休止	日	0	乗組員１名
超過勤務	時間	0	
運転（燃料）	リットル	187,917	軽油(免税)、運転881時間
維持管理費	式	1	潤滑油・エレメント
旅費	式	1	
船舶保険料	日	731	

「べいさーち」

名称	単位	数量	摘要
運航	式	1	
運航（令和5年度）	日	198	乗組員４名
運航（令和6年度）	日	198	乗組員４名
運休①	日	0	乗組員４名
運休②	日	0	乗組員３名
臨場①	日	0	乗組員１名
臨場②	日	0	乗組員２名
休止	日	0	乗組員１名
超過勤務	時間	0	
運転	リットル	298,942	軽油(免税)、運転1243時間
維持管理費	式	1	潤滑油・エレメント
旅費	式	1	
船舶保険料	日	731	

（２）用語の定義

１）運航は、船舶を運転している状態。

２）運休は、軽微な故障、荒天時の突発的な事態により運転していない状態。

３）運休①は、運航予定通知書により運航予定として通知し、軽微な故障、荒天等の突発的な事態により運転していない状態。

４）運休②は、運航予定通知書により運休予定として通知し、運転していない状態。

５）臨場①・臨場②は、定期的維持修理等期間における当該船舶の維持修理作業（別途契約の他業務）の修理内容の確認、試運転時の状態とし、有資格者よる臨場とする。

６）休止は、船舶を30日以上運航する計画がなく、地方運輸局より許可を受けて港湾係留施設に係留し､保守･点検整備や故障等により船舶を管理する必要がある状態。

７）運転は、主機関等を稼働させている状態。

８）運航管理者は、監督職員が通知する運航予定通知書に基づき、乗組員に業務の履行を指示する者。

５．係留場所、引渡場所及び返還場所

（１）「うらなみ」

神奈川県横須賀市新港町１３番地先

関東地方整備局　東京湾口航路事務所　船舶係留場（別添図参照）

（２）「べいさーち」

神奈川県横浜市西区みなとみらい１丁目１番地先

関東地方整備局　東京湾口航路事務所　船舶係留場（別添図参照）

６．運航仕様

６－１．運航場所

航路調査船	運　　航　　場　　所
うらなみ	東京湾内及びその周辺海域の発注者が指定する場所
べいさーち	東京湾内及びべいさーち係留場より50浬の範囲の発注者が指定する場所

６－２．運航・運休・運休①・運休②・臨場①・臨場②・休止

（１）　運航・運休・運休①・運休②・臨場①・臨場②・休止は、監督職員が通知する運航予定通知書に基づき行うものとし、発注者の指定する様式に従って運転日報（別添１－１参照）及び月毎の運航実績報告書（別添１－２参照）を監督職員に提出するものとする。

（２）運航時間帯は、就業時間８時３０分から１７時１５分までのうち、休憩１時間を除いた７時間４５分とする。なお、発注者の都合により上記以外であっても運航の通知があった場合は、その通知に従うものとする。

（３）運休・運休①とした日は、緊急の運航に備えて必要な乗組員を待機するものとする。

６－３．運転

（１）運転時間は、当該船舶の主機関等を稼働させている状態の時間とする。

（２）運転に係る当該船舶の１ 時間当り燃料消費量は、下表を想定している。

航路調査船	燃料消費量
うらなみ	２１３．３Ｌ／ｈ
べいさーち	２４０．５Ｌ／ｈ

６－４．船舶保険

（１）受注者は、船舶保険［普通期間保険第５種と船主責任保険(P&I 保険)］と同等以上のものに加入するものとし、契約証書の写しを監督職員に提出するものとする。ただし、「休航戻し」及び「油その他の汚濁水面清掃費用」は、除外するものとする。船舶保険における対象船舶評価額は、下表を想定している。また、船主責任保険(P&I保険)の保険支払限度額は、２億円とする。

航路調査船	船舶評価額
うらなみ	26,863,781 円
べいさーち	363,614,776 円

（２）緊急的な災害応急対策等に伴い運航場所以外で別途業務を行う際は、速やかに必要な保険に加入し、契約証書の写しを監督職員に提出するものとする。保険の加入にあたり、別途監督職員と協議するものとし、運航期間の末日までに変更契約を行うものとする。

６－５．乗組員

受注者は、運航に必要な下表の乗組員を乗り込ませるものとする。下表の有資格者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく有資格者とする。。

なお、各航路調査船の乗組員（のうち１名）は、第二級海上特殊無線技士以上の資格を有するものとする。

	有資格者			普通船員
船　舶	船　長	機 関 長	機 関 士	甲 板 員
うらなみ	海技士(航海) ６級以上	海技士(機関) ５級以上	海技士(機関) ６級以上	
べいさーち	海技士(航海) ６級以上	海技士(機関) ４級以上	海技士(機関) ５級以上	船員労働安全衛生規則第28条一、二及び七に規定する資格または経験

６－６．一般事項

（１）受注者は、当該船舶の運航管理、保守管理、維持管理等を行うものとする。

（２）受注者は、当該船舶の運航管理を行うための運航管理者（海上運送法及び内航海運業法で規定する「運航管理者」ではない）を選任し、乗組員も含めて監督職員へ通知するものとする。なお、乗組員が運航管理者を兼務する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

（３）受注者は、運航に先立ち、運航計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、記載内容は下記を標準とする。

１）実施体制組織表（地震等緊急時の体制を含む）

２）運航中止基準

３）緊急連絡網

４）保守点検方法及び内容

５）安全管理

６）その他必要事項

（４）運航にあたっては、海上交通安全法、海上衝突予防法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに船舶安全法等の関係法令に従い、安全に留意し、事故が生じないように十分注意するものとし、船舶の構造及び機能等を習熟のうえ運航を行うものとする。

（５）船舶及び係留場所に異常（事故や故障等）が生じた場合は、速やかに監督職員に報告し、その対応については、必要に応じて監督職員と協議するものとする。なお、船舶の修理を伴う場合において、受注者の責によらないものは、発注者側が負担する。

（６）船舶が常に最良の状態で運航できるように、日常点検簿（別添２参照）を作成して点検を行うこととし、運航に支障のある異常が発見された場合は、速やかに監督職員に報告し、その対応については、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

（７）日常的な維持管理に関して、潤滑油及びオイルエレメント等（消耗品を除く）について補充や交換の必要が生じた場合は監督職員と協議するものとし、運航期間の末日までに変更契約を行うものとする。

（８）受注者は、各種関係法令に基づき、関係官庁への諸手続きを行うものとする。

（９）発注者が特に必要と判断する場合は、運航内容（航行区域、運航日数等）の変更ができるものとし、契約変更の対象とする。

(10) 受注者は、船舶運航実態調査を調査要領に基づき実施するものとする。なお、調査要領等は、監督職員の指示による。

(11) 東京湾中央航路内における漂流物の除去等を行う。また、「べいさーち」においては、マルチビーム測深機を活用した海底状況確認を行うとともに、乗組員のうち甲板員は離着岸作業、機器類の操作とともに東京湾中央航路及び周辺海域の異常確認等の巡視の補助を行うものとする。その際、異常が発見された場合、速やかに監督職員へ報告するものとする。

(12) 係留場所における電力、用水及び船舶電話通信費は発注者が負担するものとする。なお、船舶の運航管理に必要な消耗品（ウエス・洗剤等）については、受注者が負担する。

６－７．定期的維持修理等

（１）定期的維持修理等期間は、関係法令に基づき、乗り組み基準の特例許可を受けたうえで乗組員（有資格者）を１名とすることができる。

（２）定期的維持修理等期間においては、修理内容の確認を行うため、運航予定通知書による通知または監督職員との協議により、乗組員を当該船舶の維持修理作業（別途契約の他業務）に臨場させることができるものとする。臨場は１名（臨場①）を原則とし、これによりがたい場合は監督職員と協議のうえ、２名（臨場②）に変更することができる。また、臨場に要する費用については、運航期間の末日までに変更契約を行うものとする。

なお、臨場に要する修理場所までの旅費の算定は、国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則によるものとする。当該船舶を運航して目的地まで移動した場合は、片道分のみを計上するものとする。

（３）臨場の項目は以下のとおりとし、詳細は監督職員と協議するものとする。

①ＪＧ立会時、②主要箇所解放時、③試運転時、④その他必要と判断したとき

６－８．地震等緊急時及び台風等荒天時の対応

（１）地震等緊急時に対応するため、６－６（３）に述べた運航計画書に緊急時の運航計画について記載するものとする。また、地震等緊急時に監督職員から指示があった場合は、1時間以内に運航できる体制を確保するものとする。なお、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

（２）台風等荒天時における避難については、監督職員に報告するものとし、避難場所については、事前に監督職員に承諾を得るものとする。避難中は他船との接触、盗難防止のため船内に常駐することを原則とし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

（３）関東地方整備局管内・管外の災害または防災等訓練において、航路調査船を派遣する場合がある。詳細については、監督職員と協議を行うものとし、協議が整った場合は、運航期間の末日までに変更契約を行うものとする。なお、臨時検査手続きについては、発注者が行うものとする。

７．契約方法

（１）契約は、各航路調査船の運航にかかる、下記項目毎の単価契約とする。

うらなみ

運航費項目	労務費	燃料	船舶保険料	潤滑油他	旅費	諸経費
運航　１日当り	乗組員３名分	－	－	－	－	○
運休　１日当り	乗組員３名分	－	－	－	－	○
休止　１日当り	乗組員１名分	－	－	－	－	○
超過勤務　１時間当り	乗組員３名分の割増賃金	－	－	－	－	○
運転　１ﾘｯﾄﾙ当り	－	○	－	－	－	○
船舶保険料　１日当り	－	－	○	－	－	○

べいさーち

運航費項目	労務費	燃料	船舶保険料	潤滑油他	旅費	諸経費
運航　１日当り	乗組員４名分	－	－	－	－	○
運休①１日当り	乗組員４名分	－	－	－	－	○
運休②１日当り	乗組員３名分	－	－	－	－	○
休止　１日当り	乗組員１名分	－	－	－	－	○
超過勤務　１時間当り	乗組員４名分の割増賃金	－	－	－	－	○
運転　１ﾘｯﾄﾙ当り	－	○	－	－	－	○
船舶保険料　１日当り	－	－	○	－	－	○

（２）契約にあたっては、運航費の内訳書を提出するものとする。

なお、乗組員の労務費については、基本給(割増賃金対象基本額)と諸手当の内訳書とする。

８．支払い

支払いは、１ヶ月毎の実績精算払いとし、下記の要領で行うものとする。

ただし、臨場、維持管理費、旅費の支払いについては、運航期間の実績精算払いとすることが出来る。

なお、労務費の計上に際しては、1 日8 時間就業の単価を用いる場合、7.75/8 を乗じた単価を用いるものとする。

（１）運航・運休・運休①・運休②・休止

運航・運休・運休①・運休②・休止にかかる費用は、当該月の各々の日数の合計に各々の１日当りの単価を乗じて得られる金額とする。

（２）運転（燃料）

運転にかかる費用は、当該月の燃料給油量（又は消費量）の合計に１リットル当りの単価を乗じて得られる金額（円未満切り捨て）とする。但し、燃料給油量（又は消費量）の合計に１リットル未満の端数が生じた場合は、小数１位四捨五入とする。なお、証明書類は、船名入り給油伝票等を添付するものとする。

（３）船舶保険料

船舶保険料は、当該月の全日数に単価を乗じた金額とする。

（４）超過勤務手当

超過勤務手当は、１ヶ月間に就業時間外及び行政機関の休日に就業した累計時間（累計時間に１時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30 分以上の時は1 時間とし、30 分未満の時は切り捨てる）に割増賃金の対象となる単価を乗じて得られる金額とする。また、割増賃金の対象となる単価は、乗組員の労務費の基本給（割増賃金対象基本額）の1/7.75 に時間帯によりそれぞれ下表の各時間帯に対応する率を乗じて得られた金額（円未満切り捨て）とする。

	割増率			
	５時～始業時刻	始業時刻～終業時刻	終業時刻～２２時	２２時～５時
平 日	１２５／１００	―	１２５／１００	１５０／１００
休 日	１３５／１００	１３５／１００	１３５／１００	１６０／１００

（５）休日等に就業した場合の支払について

（２）運転（燃料）および（３）船舶保険料の金額のほか、前項により算出した超過勤務手当を支払う。

（６）臨場

臨場にかかる費用は、定期的維持修理等期間における維持修理作業に臨場した日数分の費用であり、契約後に発注者と協議して決定した金額とする。

（７）維持管理費

潤滑油及びオイルエレメント等（消耗品を除く）の維持管理費については、契約後に発注者と協議して決定した金額（有効数字3桁とし、有効数字4桁目・円未満は切り捨て）とする。

（８）旅費

定期的維持修理等期間発生する乗組員の旅費については、国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則により算定し支払う。旅費は、係留場から造船所等の修理工場までの交通費とし、契約後に発注者と協議して決定した金額とする。

９．検収

１ヶ月毎の運航日数等の確認をもって検収とする。

１０．その他

（１）暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

１）受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また､不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに､捜査上必要な協力を行うこと。

２）１）により警察に通報または捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

３）１）及び２）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

４）暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議すること。

（２）個人情報の取扱い

１）基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15 年5 月30 日法律第57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15 年5 月30 日法律第58 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２）秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３）取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

４）利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

５）複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

６）再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

７）事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

８）資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

９）管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10）管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、業務計画書に記載するものとする。

11）従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（３）本仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

以　上

運転日報(〇〇)

令和　年　月　日 (　　曜日)	天候	監督職員	運航管理者	報　告　者

始業時刻		時　分	作　業　内　容				
終業時刻		時　分	始　時	終　時	時　間	運転時間	明　細
就業時間		分	:	:	分	分	
超過時間		分	:	:	分	分	
(125/100)			:	:	分	分	
超過時間		分	:	:	分	分	
(150/100)			:	:	分	分	
休日勤務		分	:	:	分	分	
(135/100)			:	:	分	分	
休日勤務		分	:	:	分	分	
(160/100)			:	:	分	分	
運転時間	航　行	分	:	:	分	分	
	その他	分	:	:	分	分	
			:	:	分	分	
			:	:	分	分	
	計	分	:	:	分	分	
休止時間	整　備	分	:	:	分	分	
	待　機	分	:	:	分	分	
	その他	分	:	:	分	分	
			:	:	分	分	
	計	分	:	:	分	分	
			:	:	分	分	
就業人員		名	:	:	分	分	

【 記 事 】　風向:　　風速:　　m　　波高:　　m

船舶乗組員のアルコールチェック済み	印

別添１－２

運航実績報告書

令和　　年　　月　　日

監督職員
　国土交通技官　○○　○○殿

受注者　　住　所
　　名　称

下記のとおり運航実績報告書を提出します。

件　　名	
契　　約　　者	
契 約 年 月 日	令和　　年　　月　　日
契　約　期　間	令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

令和○○年　○月分使用内訳

日	運航	運休	休止	運転時間	超過時間 125/100	超過時間 135/100	超過時間 150/100	超過時間 160/100	燃料消費量（ℓ）	日	運航	運休	休止	運転時間	超過時間 125/100	超過時間 135/100	超過時間 150/100	超過時間 160/100	燃料消費量（ℓ）
1										17									
2										18									
3										19									
4										20									
5										21									
6										22									
7										23									
8										24									
9										25									
10										26									
11										27									
12										28									
13										29									
14										30									
15										31									
16										計									

合　計	運航日数		日	
	運休日数		日	
	休止日数		日	
	運転時間数		時間　　分	
	燃料消費量		ℓ	
	船舶保険対象日数		日	
	超過勤務時間	125/100	時間×　　人＝	
		135/100	時間×　　人＝	
		150/100	時間×　　人＝	
		160/100	時間×　　人＝	

別添2

船舶点検表

船舶名　：

点検日　：　令和　　年　　月　　日　（　　曜日）

天候　　：

報告者

点検項目	点検時期		備考
	月例	日常	
1. 出航前			
1-1 船体関係			
1) 船体			
(1) 適正な係留状態確認	(　)	(　)	
(2) 係留索の損傷、摩耗確認	(　)	(　)	
(3) 船体の状態確認（外板の損傷、変形、腐食、漏れ）	(　)	(　)	
(4) 外板以外発錆部下地処理塗装		(　)	(随時)
2) 設備・属具			
(1) 搭載主要属具の積付状態確認	(　)	(　)	
(2) 備品の数量、積付状態確認	(　)		
(3) 係船装置の取付状態確認	(　)		
(4) 開口及び閉鎖装置の取付状態確認	(　)		
(5) 採光装置の取付状態確認	(　)		
(6) 救命装置の積付状態確認	(　)	(　)	
(7) 救命胴衣の数量確認	(　)		
(8) 信号類の有効期限確認（点灯確認含む）	(　)		
(9) 航海用具、船灯、信号器具の積付状態確認	(　)	(　)	
(10) 船灯及び非常灯の点灯確認	(　)		
(11) 消火装置の積付状態確認	(　)	(　)	
(12) 消火装置の有効期限確認	(　)		
(13) 通風装置の取付状態確認（電動用は作動確認含む）	(　)	(　)	
(14) 冷暖房装置の取付状態及び作動確認	(　)		
(15) 清水の量確認	(　)	(　)	
(16) 自己点火灯電池取替え		(　)	(随時)
(17) ｸﾚｰﾝの取付状態及び作動確認	(　)		
(18) 電光掲示板の点灯確認	(　)	(　)	
(19) 放水銃の作動確認	(　)		
(20) 音響測深装置の作動確認	(　)	(　)	
(21) 監視ｶﾒﾗ装置の作動確認	(　)	(　)	
(22) 画像伝送装置の作動確認	(　)	(　)	
3) 操舵室			
(1) 操舵装置の作動確認	(　)	(　)	
(2) 航海装置の作動確認	(　)	(　)	
(3) ﾘﾓｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙﾚﾊﾞｰの作動確認	(　)	(　)	
(4) パネルスイッチ類の作動、ランプ確認	(　)	(　)	
(5) 汽笛の作動確認	(　)	(　)	
1-2 機関関係			
1) 機関始動前			
(1) 機関本体回りの状況、取付ボルトの状態確認	(　)		
(2) 燃料タンクの腐食確認	(　)		
(3) 燃料の油量確認	(　)	(　)	
(4) キングストン弁の締まり状態確認	(　)	(　)	
(5) 海水こし器の汚れ、ビルジの確認	(　)	(　)	
(6) 機関冷却水の容量確認	(　)	(　)	
(7) 潤滑油の汚れ、油量確認	(　)	(　)	
(8) ビルジポンプの作動確認	(　)		
(9) 室内水漏れ、油漏れ、ビルジの確認	(　)	(　)	
(10) Vベルトの損傷、劣化、張り確認	(　)	(　)	
(11) 船尾管の状態確認	(　)	(　)	
(12) メインスイッチの確認	(　)	(　)	
(13) バッテリーの比重、液量確認	(　)		
(14) バッテリーの端子のゆるみ、ケースの損傷等確認	(　)	(　)	
(15) 機関室等ビルジ掃除	(　)		(貯留の場合)
(16) その他ポンプ(機関付以外)点検	(　)		
(17) 発電機点検	(　)		
(18) 通風機用電動機点検	(　)		
(19) 飲料水ポンプ用電動機点検	(　)		
(20) 冷暖房冷却海水ポンプ用電動機点検	(　)		
(21) その他電動機点検	(　)		
2) 機関始動後			
(1) 始動後の各種計器類の指示値確認	(　)	(　)	
(2) 始動後の排気色、冷却水排出確認	(　)	(　)	
(3) 機関の異音、異常振動の確認	(　)	(　)	
2. 帰港後			
2-1 船体関係			
(1) 係船索の状態確認	(　)	(　)	
(2) 船体回りの状態確認（外板の損傷、変形）	(　)	(　)	
(3) 各室出入口の施錠確認	(　)	(　)	
2-2 機関関係			
(1) 機関本体回りの状態確認	(　)	(　)	
(2) 油温、排気温度、冷却水温度の確認	(　)	(　)	
(3) 機関停止状態確認	(　)	(　)	

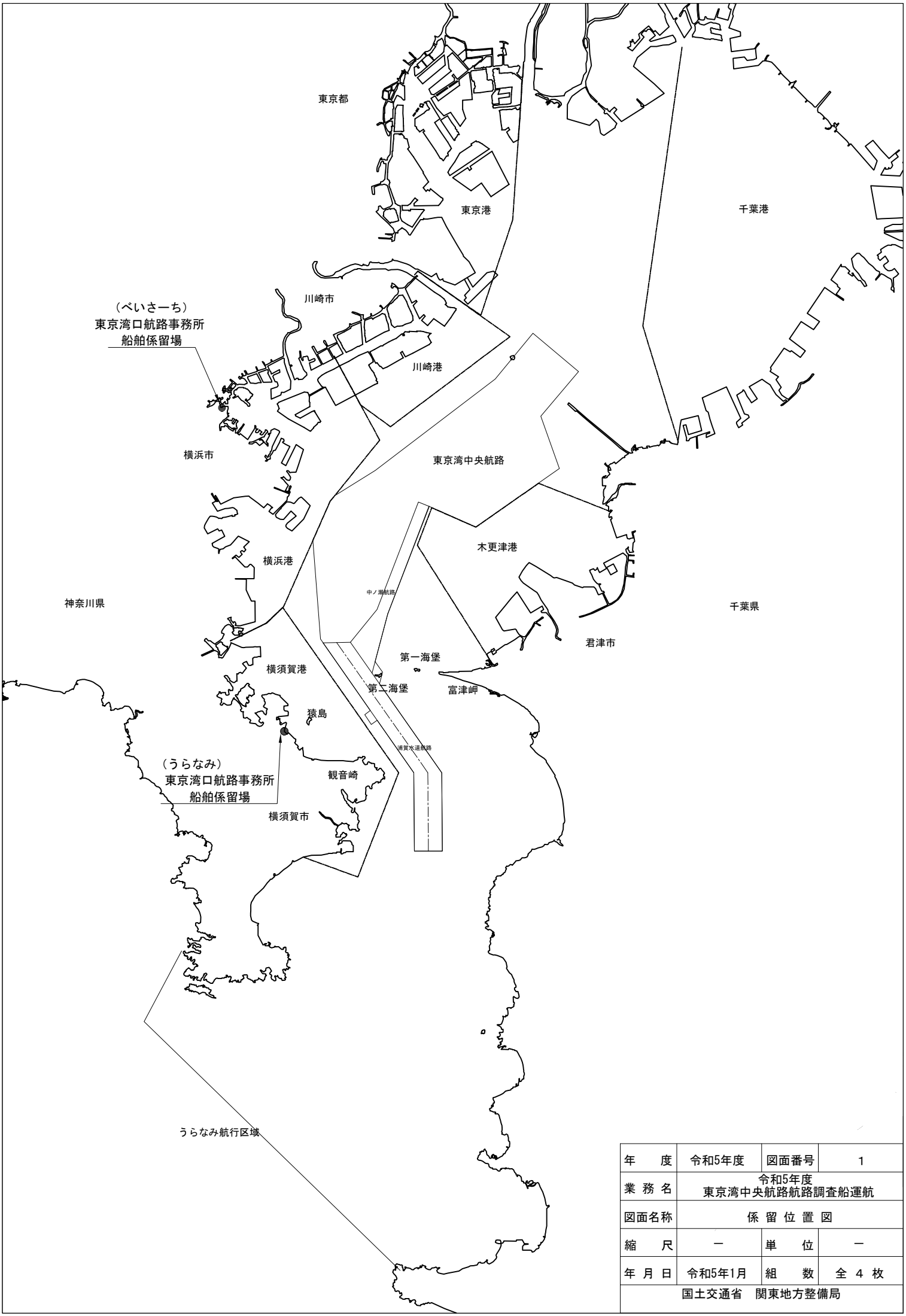

年　度	令和5年度	図面番号	1
業務名	令和5年度 東京湾中央航路航路調査船運航		
図面名称	係留位置図		
縮　尺	ー	単　位	ー
年月日	令和5年1月	組　数	全 4 枚
国土交通省　関東地方整備局			

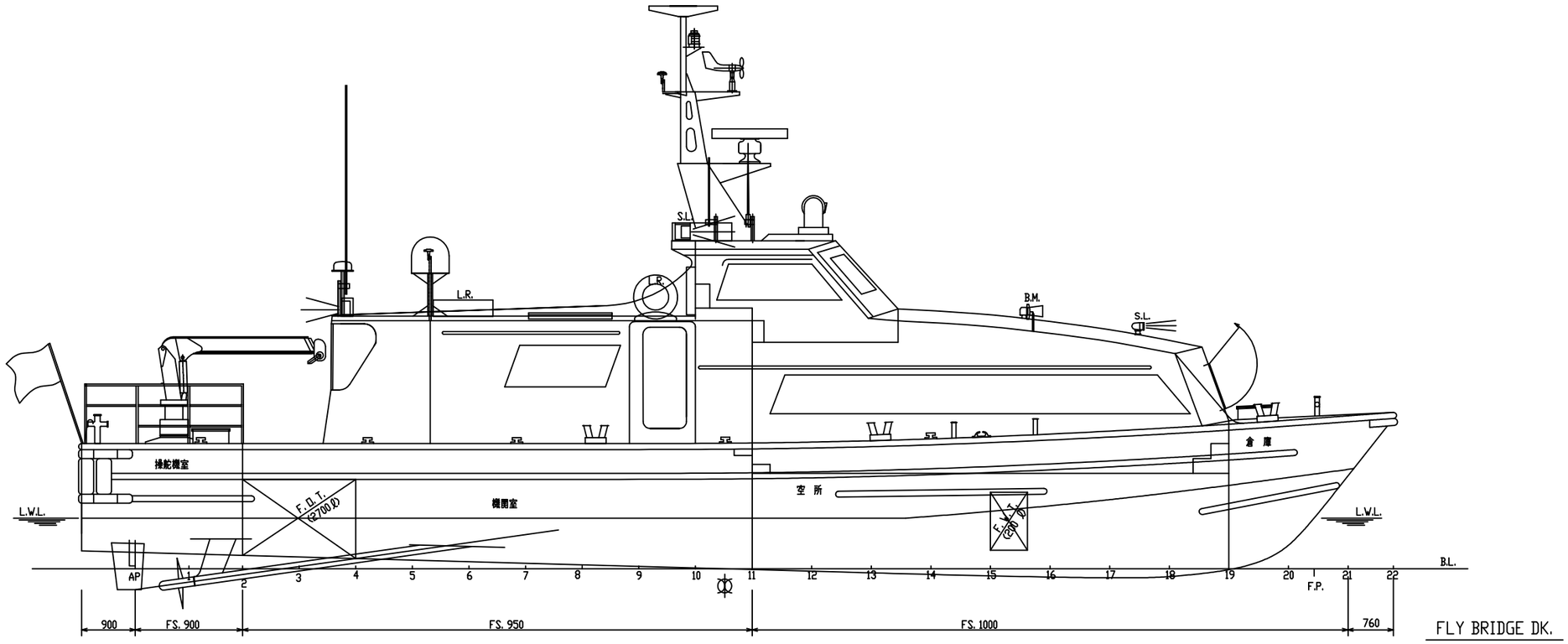

FLY BRIDGE DK.

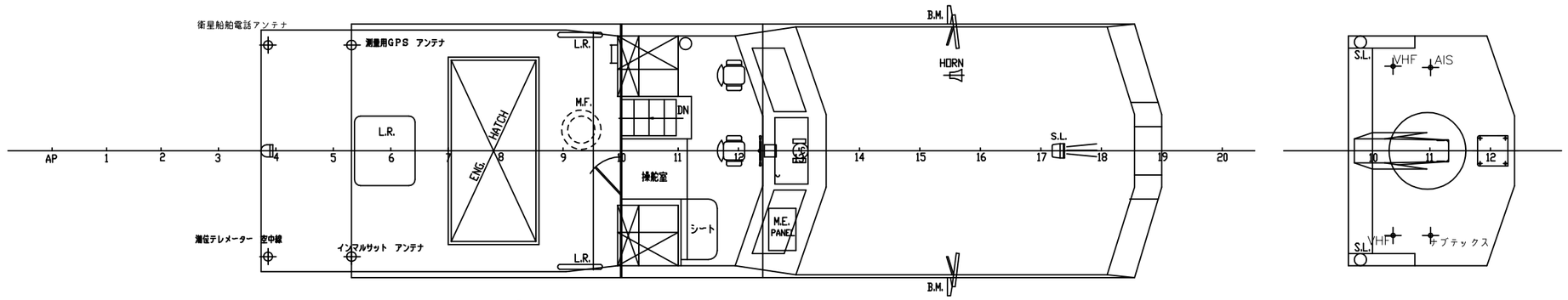

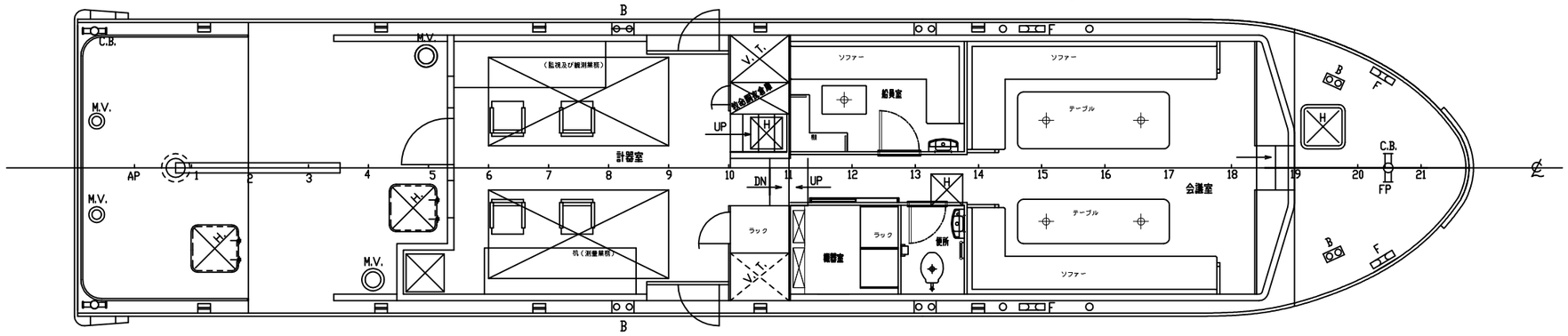

年　度	令和5年度	図面番号	2
業 務 名	令和5年度 東京湾中央航路航路調査船運航		
図面名称	一般配置図（うらなみ）		
縮　尺	－	単　位	－
年 月 日	令和5年1月	組　数	全 4 枚
国土交通省 関東地方整備局			

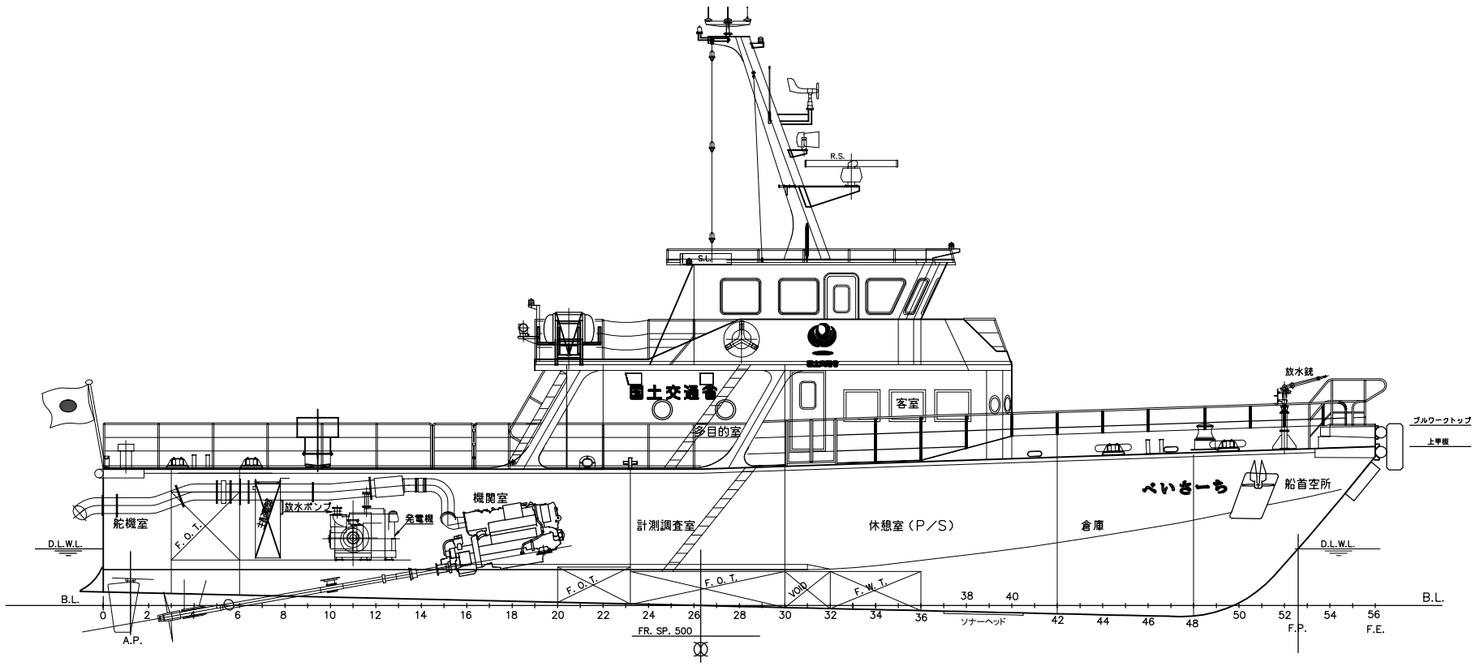

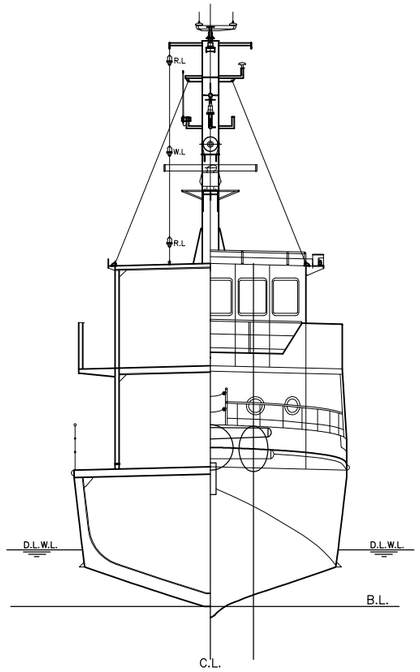

航海船橋甲板

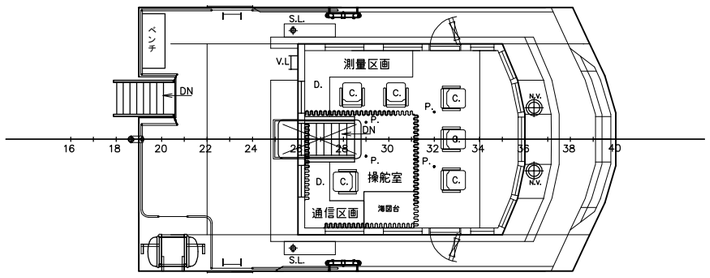

操舵室　天蓋

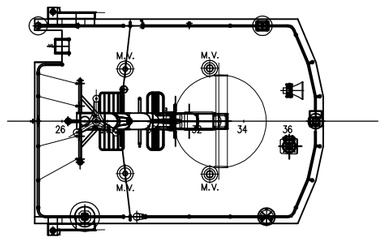

上甲板

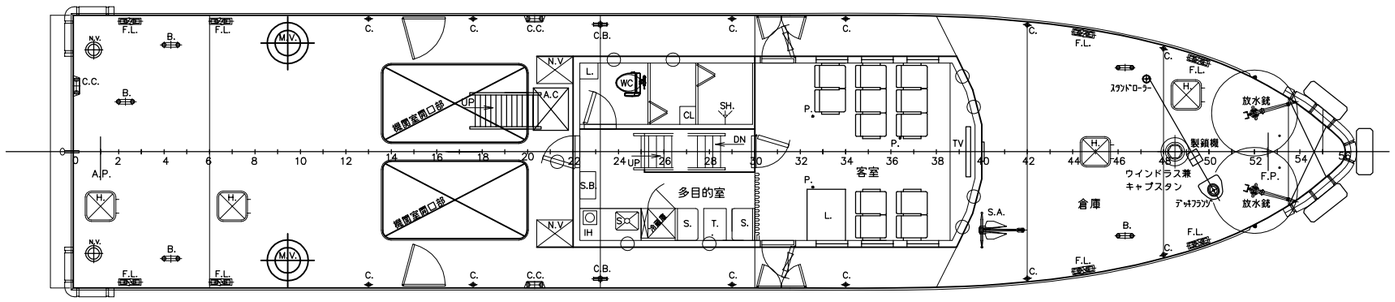

ブルワークトップ

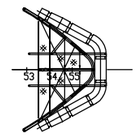

上甲板 下

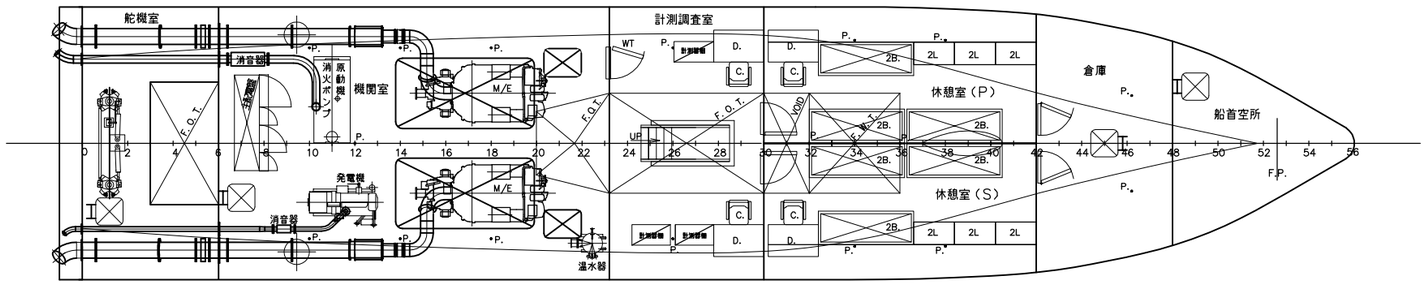

年　度	令和５年度	図面番号	３
業 務 名	令和５年度 東京湾中央航路航路調査船運航		
図面名称	一般配置図（べいさーち）		
縮　尺	―	単　位	―
年 月 日	令和5年1月	組　数	全 ４枚
国土交通省 関東地方整備局			

第二海堡平面図

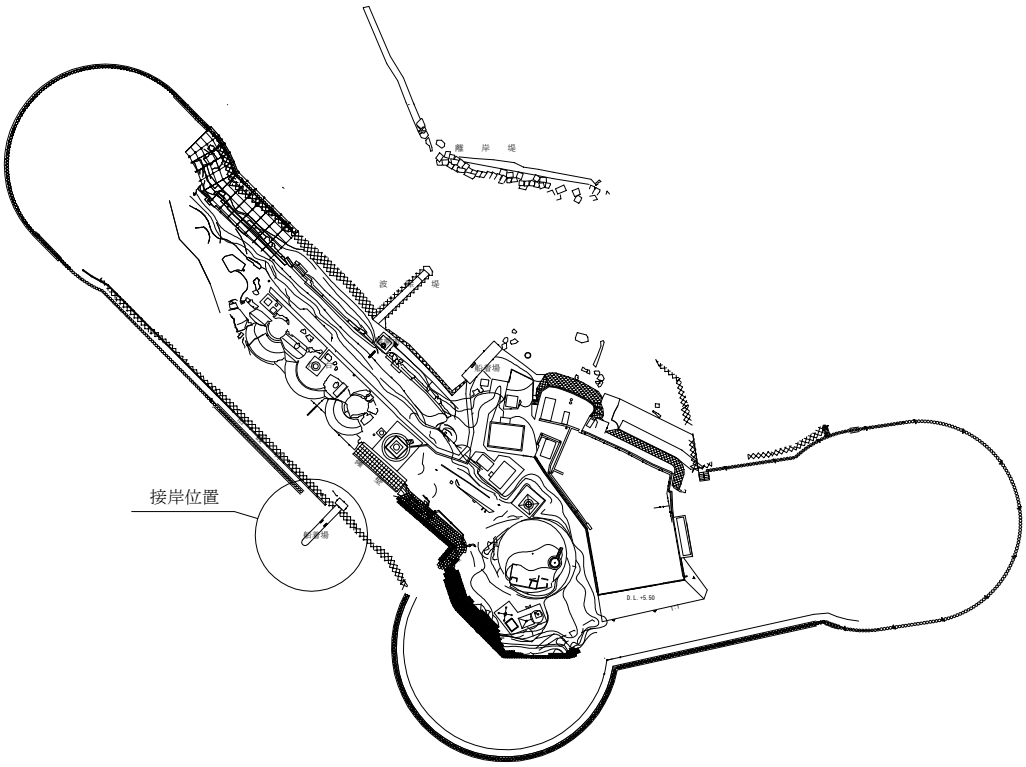

接岸施設標準断面図

平面図

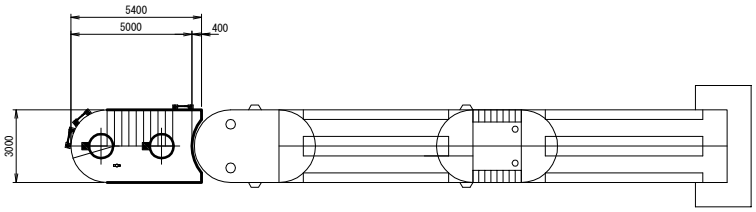

断面図

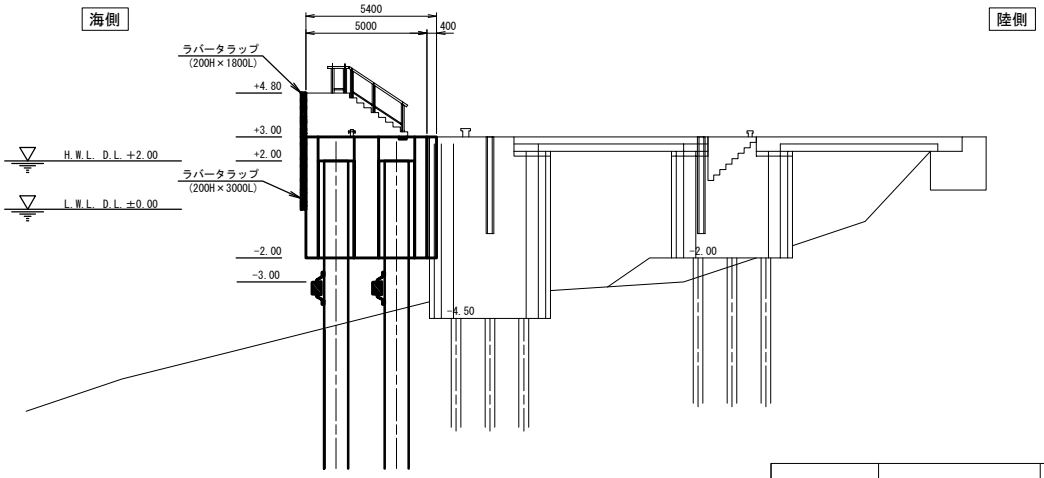

年　度	令和５年度	図面番号	4
業 務 名	令和５年度 東京湾中央航路航路調査船運航		
図面名称	接岸位置図		
縮　尺	―	単　位	―
年 月 日	令和5年1月	組　数	全 4 枚
国土交通省 関東地方整備局			